３　対象区域内小型特殊自動車（自動車等持出困難区域内の小型特殊自動車をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。第一号イにおいて同じ。）が当該対象区域内小型特殊自動車の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五条第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　次に掲げる事項を記載した書類

イ　法附則第五十八条第三項に規定する政令で定める小型特殊自動車（以下この項において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の標識番号及び主たる定置場

［ロ～ヘ　略］

［ニ～四　略］

第三号様式別表裏面（第一条関係）

［様式　別紙二　挿入］

第五号の五様式（第二条関係）

［様式　別紙四　挿入］

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙六　挿入］

第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式略］

［第６号様式記載要領　略］

第六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第十条の二関係）

［様式略］

第六号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第十条の二関係）

［様式略］

第６号様式別表１記載要領

［１～８　略］

９　「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６(9)付表）の㊵若しくは㊺の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(10)付表１）の㉙又は㉞の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第２項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(12)付表２）の⑲又は㉔の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し、括弧内には法人税の申告書（別表１）の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６(9)付表）の㊵若しくは㊺の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(10)付表１）の㉙又は㉞の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第２項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(12)付表２）の⑲又は㉔の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

［10～12　略］

３　［同上］

［ロ～ヘ　同上］

［ニ～四　同上］

第三号様式別表裏面（第一条関係）

［様式　別紙一　挿入］

第五号の五様式（第二条関係）

［様式　別紙三　挿入］

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙五　挿入］

第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式同上］

［第６号様式記載要領　同左］

第六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第十条の二関係）

［様式同上］

第六号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第十条の二関係）

［様式同上］

第６号様式別表１記載要領

［１～８　同左］

９　「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６(9)付表）の㉜若しくは㊲の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(10)付表）の㉙又は㉞の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第３項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(12)付表２）の⑲又は㉔の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し、括弧内には法人税の申告書（別表１）の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６(9)付表）の㉜若しくは㊲の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(10)付表）の㉙又は㉞の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第３項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(12)付表２）の⑲又は㉔の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

［10～12　同左］